

中野区立総合体育館におけるスポーツ活動団体による入場料等の徴収を行う
試合・大会等使用について

中野区立総合体育館の利用について、一層のスポーツ振興と施設の有効活用を図る観点から、区民の利用を妨げない範囲で、スポーツ活動団体による入場料等を徴収する試合・大会等使用を認めることとする。

記

1. 目的

区民に高いレベルのスポーツ観戦ができる機会を創出し、身近でスポーツの魅力を感じられる体験を通して、スポーツや運動に対する興味や関心を高めること及び施設の有効活用を目的とする。

2. 内容

施設諸室を各競技リーグ等が主催するリーグ戦やエキシビジョンマッチ等、入場料等を徴収する試合・大会等使用に供する。

(1) 競技種目

日頃から総合体育館において実施している競技の利用を想定しており、設営や撤去に多大な時間を要する使用は認めないこととする。

(2) 徴収する入場料等及び条例の整備

徴収する入場料等の金額は、1,001円以上とする。

本件使用に適用する施設使用料を新たに条例に定め、施設使用料の限度額は入場料等を徴収しない(入場料等が1,000円以下)場合の金額の1.5倍とする。

(3) 申請期間

翌年度の施設利用に係る利用調整会議終了後から、翌年度4月の施設利用に係る区民団体の抽選申し込みが始まる月の前月末日までとする。

3. 実施時期

施設使用料の見直しと合わせて条例等の改正を行い、原則として令和7年4月1日以降の施設利用分から取り扱いを開始する。

4. スケジュール

令和5年	9月	施設使用料見直し方針（案）のパブリック・コメント手続実施
	11月	パブリック・コメント手続実施結果の取りまとめ 施設使用料見直し方針の決定 第4回定例会に関連条例の改正案提出
令和6年	7月	条例施行 令和7年度分利用調整会議
	8月	令和7年度分の当該使用に係る申請受付開始
令和7年	4月	当該使用開始

【参考】他区の状況（条例・規則）

（1）入場料徴収の有無による使用料の設定

なし13区、あり10区（使用料1.5倍8区、2倍2区）

（2）営利を目的とした使用の可否

不可8区、可6区（使用料1.5倍から6倍）、明記無し9区